

アピ株式会社における公的研究費の不正防止に関する基本方針

当社は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、関係府省から当社へ配分される競争的資金等を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について不正防止を図るための基本方針を以下のとおり定める。

1. 責任体制の明確化

公的研究費の適正な運営・管理をするため、当社は次の通りに責任者を置く。

責任者	職名	責任の範囲と権限
最高管理責任者	代表取締役社長	当社の競争的資金等の運営・管理を統括し、最終責任を負う。
統括管理責任者	企画・管理本部長	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について当社全体を統括する責任と権限を持つ。
コンプライアンス推進責任者	競争的資金等に関わる各部門の長	自己の管理監督又は指導する部門における競争的資金等の運営・管理について責任と権限を持つ。
コンプライアンス推進副責任者	コンプライアンス推進責任者により任命	コンプライアンス推進責任者を補佐する。

2. 不正防止計画の策定と実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正防止計画を策定し実施する。

3. 不正が発生した場合

不正が発生した場合は当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じる。

以上

相談及び通報窓口

アピ株式会社 企画・管理本部

〒500-8558 岐阜県岐阜市加納桜田町 1-1

E-mail : kenkyu-compliance@api3838.co.jp

通報は、公的研究費の不正使用（私的流用、目的外使用）および研究活動における不正行為（研究成果の捏造、改ざんなど）を対象とさせていただきます。また、調査へのご協力をお願いする場合や、調査結果をご報告させていただく場合がございますので通報時には、氏名・連絡先を記載していただけますようお願いいたします。記載いただきました個人情報は、上記目的以外には使用することはありません。

公的研究費の執行に係る不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

1. 業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した場合の措置

当社の業者が研究者に持ちかけて行われる研究費等の不正使用を主導した事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、行われた事象の程度、組織としての関与の度合いを勘案し、1年以上の取引停止処分とする。但し、即時の取引停止が当社の研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

2. 当社の研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、業者が従たる当事者である場合の措置

当社の研究者が業者に発注の見返りに反対給付を要求するなど、主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、業者がそれに加担した等の事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、その内容に応じ、1年以下の取引停止処分とする。但し、即時の取引停止が当社の研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

3. 不正な取引に関与した業者による通報があった場合の措置

相談窓口への通報等、不正に関与した当事者（業者）が自主的に名乗り出、調査に協力した場合においては、その内容を勘案し処分内容を決定する。

4. 当事者の認定が困難な場合の措置

当社の研究者、業者が共謀し、主たる当事者の認定が困難な場合には、両者が主たる当事者とみなすものとする。